

令和5年度

第3回糸魚川市地域公共交通協議会

— 参考資料 —

報告 関連

- 糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会設置の概要 [資料 No.1-1](#)
- 令和4年度バリアフリー化設備等整備事業 事業評価 [資料 No.1-2](#)
- 能登半島地震による公共交通の状況 [資料 No.2](#)
- 徳合・仙納地区 臨時バス時刻表 [資料 No.3](#)

その他 関連

- 福祉有償運送法人の事業終了について [資料 No.4](#)

糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会の設置 概要

1. 設置に至る経緯

令和5年10月1日に道路運送法が改正されたことにより、これまで公共交通協議会で協議することで設定できた協議運賃について、「独占禁止法の疑義が生じないように公共交通協議会ではなく、構成員を限定した形での協議」と「住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置」が必要になった。

2. 法改正に伴う対応

法改正に対応するため、「糸魚川市地域公共交通協議会協議運賃分科会」を設置する。これまで公共交通協議会で協議してきた協議運賃については、「協議運賃分科会」で協議することとする。

また、令和6年春の路線バスダイヤ改正時に協議運賃の一部変更が想定されていることから、今回急ぎ書面会議での対応とした。

3. 協議運賃分科会を構成する委員

別紙案のとおり

4. 運賃変更の流れ

令和6年2月1日	路線バスの一部運賃変更に伴う公聴会（意見交換会）開催 …「住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置」として開催
2月6日	糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会 開催 …「構成員を限定した形での協議」を実施 糸魚川市地域公共交通協議会 開催 …運賃以外の内容を協議
4月	路線バスダイヤ改正

【これまで】

公共交通協議会

協議事項
 ・運行計画
 ・運行ルート
 ・運行便数
 ・運賃（協議運賃） など

【これから】

公共交通協議会

（これまで通り開催）

協議事項
 ・運行計画
 ・運行ルート
 ・運行便数 など

協議運賃分科会

（構成委員を限定し、開催）

協議事項
 ・運賃（協議運賃）

糸魚川市地域公共交通協議会 協議運賃分科会 委員名簿

構成委員の選出：道路運送法第9条第4項を満たす構成となるように
糸魚川市地域公共交通協議会分科会規程に基づき
糸魚川市地域公共交通協議会会長が指名する。

道路運送法 第9条第4項の区分	所属	役職	氏名	備考
当該路線等をその区域に 含む市町村	糸魚川市	産業部長	大嶋 利幸	
当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者	協議運賃を設定する 事業者	(該当する交通事業者)		該当する 事業者ごとに 分科会を開催
当該路線等を管轄する 地方運輸局長	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整部門)	山田 一輝	
関係住民の 意見を代表する者	能生商工会	経営支援室 室長代理	山本 宏樹	
	糸魚川商工会議所	事務局長	野本 宏一	
	青海町商工会	事務局長	渡辺 一彦	
事務局	糸魚川市地域公共交通 協議会 事務局	都市政策課		

道路運送法 抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

糸魚川市地域公共交通協議会規約 抜粋

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

糸魚川市地域公共交通協議会分科会規程 抜粋

(組織)

第3条 分科会は、会長が指名した者をもって組織する。

令和4年度 バリアフリー化設備等整備事業 事業評価

事業者名	ライフケアおれんじ(カネタ建設)
回答者氏名	伊藤 和美

年度	令和4年度
補助事業名	バリアフリー化設備等整備事業
内容	福祉車両の購入

	計画	実績
購入台数	1台	1台
購入金額	1,562千円(税抜)	1,749千円(税抜)
国補助金額	600千円	582千円

今後の予定	1台増車を検討中
-------	----------

現在の
福祉タクシー台数 5台
(網計画目標数値 1両以上)

<参考> 糸魚川市地域公共交通網形成計画 抜粋

実施方針⑧ 安全・安心・快適に利用でき、市民、交通事業者、市が「主体的に利用促進し育む地域公共交通網」

施策⑧-3 乗りやすく、乗りたくなる車両の導入・更新

事業30 バス・タクシー車両のバリアフリー化

継続事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バス車両の低床小型化を図るため、ワンステップバスまたはノンステップバスへの更新を促進します。 ・ワンステップバス 現状6両 → 計画11両以上 ・ノンステップバス 現状3両 → 計画3両以上 ○タクシー車両のバリアフリー化を図るため、高齢者や妊産婦、子供連れ、そして車いすの方(車いすのまま乗車することを想定)など誰もが利用できるユニバーサルデザイン構造をもった車両の導入を促進します。 ・福祉タクシー 現状1両 → 計画1両以上 ・ユニバーサルデザインタクシー(※8) 現状0台 → 計画1両以上
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が公共交通を利用する際のバリアとなっている車両の乗りにくさを解消できます。 ○高齢者だけでなく、これまで車両の構造が原因で利用をあきらめていた利用者に利用機会を創出することができます。
実施主体	地域公共交通協議会、交通事業者、糸魚川市
実施時期	【継続事業】平成29年度～平成33年度 車両更新にあわせて実施

※8 ユニバーサルデザインタクシーとは
健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいみんなにやさしい新しいタクシー車両をいう。

能登半島地震による公共交通の状況(経過)

1 地震発生日時 令和6年1月1日(月) 16時10分 (糸魚川 震度5強)

2 地震発生後対応

【鉄道】

■北陸新幹線	
〈経過〉 1/1 16:10 金沢-東京 運転見合せ 1/1 17:30 長野-東京 運転再開 ※金沢-長野 終日運転取止め 1/2 15:20 全線運転再開	〈対応状況〉 ・糸魚川駅 避難所対応 ・避難者数 140人 ・避難場所 駅コンコース(待合室含む)、 上下線ホーム ・支給物資 保温シート、補助食(カロリーメイト)、 飲料水(500ml)
■JR大系線	
〈経過〉 1/1 16:10 南小谷-糸魚川 運転見合せ 1/1 18:41 終日運転取止め 1/2~1/5 終日運転取止め ※運転取止め中、代行輸送無し 1/6 14:40 運転再開	〈対応状況〉 ・発生直後 中土駅停車(乗客の安全確保) ・1/2 線路設備被害、1/7 まで運休と公表 ・1/4 頸城大野-根知 4箇所被害確認 (レール歪み等)、同日夜交換対応 ・1/5 安全確認、1/6 運転再開公表 ※沿線待合室等の建物への被害はなし。
■えちごトキめき鉄道 日本海ひすいライン	
〈経過〉 1/1 16:10 泊-糸魚川 運行見合せ 1/2 22:30 運転再開	〈対応状況〉 ・発生直後 観光急行 親不知駅停車 乗客22人・乗務員2人、歌外波地区 公民館へ避難(公民館による炊出し 対応) ・1/2 9:00 乗客・乗務員 糸魚川駅へバス移動 その後、直江津駅へタクシー移動 ※バス、タクシーはトキ鉄手配

【バス】

<p>■県内高速バス 新潟-糸魚川線(頸城自動車)</p>	
<p>〈経過〉</p> <p>1/1 16:10 14:30新潟発 運行中 大潟PAで停車、安全確認後、一般道で直江津駅まで運転(5人下車)</p> <p>1/2 終日運転取止め</p> <p>1/3 運転再開</p>	<p>〈対応状況〉</p> <p>○高速道路 発生直後 柏崎IC-朝日IC(上り) 通行止め 朝日IC-柏崎IC(下り) 通行止め</p> <p>1/2 6:30 柏崎IC-能生IC(上り) 通行止め解除 糸魚川IC-朝日IC(上り) 通行止め解除 朝日IC-柏崎IC(下り) 通行止め解除</p> <p>1/2 17:00 能生IC-糸魚川IC(上り) 通行止め解除</p> <p>○国道8号 発生直後 上越市茶屋ヶ原 土砂崩れ発生 通行止め</p> <p>※通行止めの期間中、一部区間高速道路無料</p> <p>1/27 10:00 通行止め解除</p>
<p>■路線バス 能生・労災病院線(頸城自動車)</p>	
<p>〈経過〉</p> <p>12/29~1/3 運休(当初予定通り)</p> <p>1/4~ 終日運転取止め(国道8号通行止め)</p> <p>1/27 国道8号通行止め 解除</p> <p>1/29 運転再開</p>	<p>〈対応状況〉</p> <p>・1/9 磯部小学校児童(百川、藤崎方面)、スクールバス送迎(こども教育課手配、ツカダ運輸運行)</p>
<p>■路線バス 市内路線(糸魚川バス)</p>	
<p>〈経過〉</p> <p>1/1 運休(当初予定通り)</p> <p>1/2 終日運転取り止め</p> <p>1/3 運転再開</p> <p>現在 通常運転</p>	<p>〈対応状況〉</p> <p>-</p>
<p>■コミュニティバス・乗合タクシー(ツカダ運輸、糸魚川タクシー、早川観光タクシー)</p>	
<p>〈経過〉</p> <p>12/29~1/3 運休(当初予定通り)</p>	<p>〈対応状況〉</p> <p>-</p>
<p>■あさひまちバス(富山県朝日町)</p>	
<p>〈経過〉</p> <p>12/29~1/3 運休(当初予定通り)</p>	<p>〈対応状況〉</p> <p>-</p>

【令和6年1月▶3月】

徳合・仙納地区 臨時バス時刻表

お問合せ先：糸魚川市 都市政策課 交通政策係 ☎025-552-1511(代)

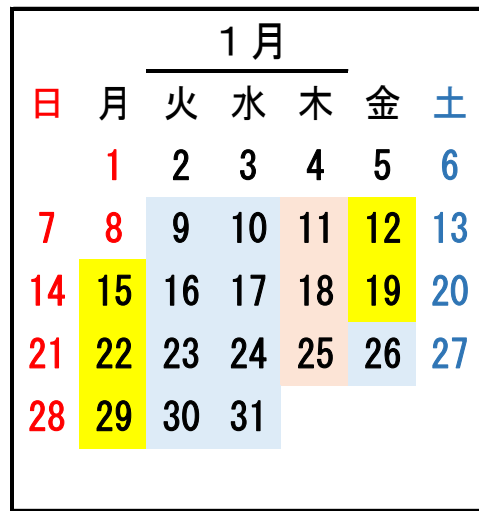
県道仙納徳合線崩落に伴う、1月9日（火）から3月29日（金）までの【臨時バス】の時刻表です。
 通常の路線バスも運行していますが、徳合崎バス停までの運行ですので、お乗り間違えのないようご注意ください。
運賃は無料で、徳合・仙納地区の方のみご利用いただけます。
 土曜・日曜・祝日は運休です。また、1月12日、19日、2月2日、9日、16日の金曜日は、④・⑤の便が運休です。

徳合 ▶ 仙納 ▶ 能生中学校	
便番号	①
運行日	月～金
污水处理場前	7:10
徳合	7:10
中徳合	7:11
欠下	7:12
江代	7:13
中村	7:14
仙納下	7:17
仙納	7:18
磯部小学校前	7:27
磯部小学校入口	7:28
中の郷	7:29
中の郷西	7:29
大洞入口	7:30
藤崎	7:31
藤崎西	7:32
百川	7:33
マリンドリーム能生	7:35
小泊東	7:36
小泊	7:37
能生浜	7:39
能生案内所	7:41
栄町	7:42
桜木	7:42
能生駅前	7:43
能生インター前	7:44
能生中学校	7:45

能生中学校 ▶ 仙納 ▶ 徳合					
便番号	②	③	④	⑤	
運行日	月～金	月～金	火～金	火、水、金	
能生中学校			16:23	17:39	乗車のみ
能生インター前			16:24	17:40	
能生駅前	12:35	15:23	16:25	17:41	
桜木	12:36	15:24	16:26	17:42	
栄町	12:36	15:24	16:26	17:42	
能生案内所	12:37	15:25	16:27	17:43	
能生浜	12:39	15:27	16:29	17:45	
小泊	12:41	15:29	16:31	17:47	
小泊東	12:42	15:30	16:32	17:48	
マリンドリーム能生	12:43	15:31	16:33	17:49	
百川	12:45	15:33	16:35	17:51	
藤崎西	12:46	15:34	16:36	17:52	
藤崎	12:47	15:35	16:37	17:53	
大洞入口	12:48	15:36	16:38	17:54	
中の郷西	12:49	15:37	16:39	17:55	
中の郷	12:49	15:37	16:39	17:55	
磯部小学校入口	12:50	15:38	16:40	17:56	
磯部小学校前	12:51	15:39	16:41	17:57	
仙納	13:00	15:48	16:50	18:06	
仙納下	13:01	15:49	16:51	18:07	
中村	13:04	15:52	16:54	18:10	
江代	13:05	15:53	16:55	18:11	
欠下	13:06	15:54	16:56	18:12	
中徳合	13:07	15:55	16:57	18:13	
徳合	13:08	15:56	16:58	18:14	
污水处理場前	13:08	15:56	16:58	18:14	

【運行カレンダー】

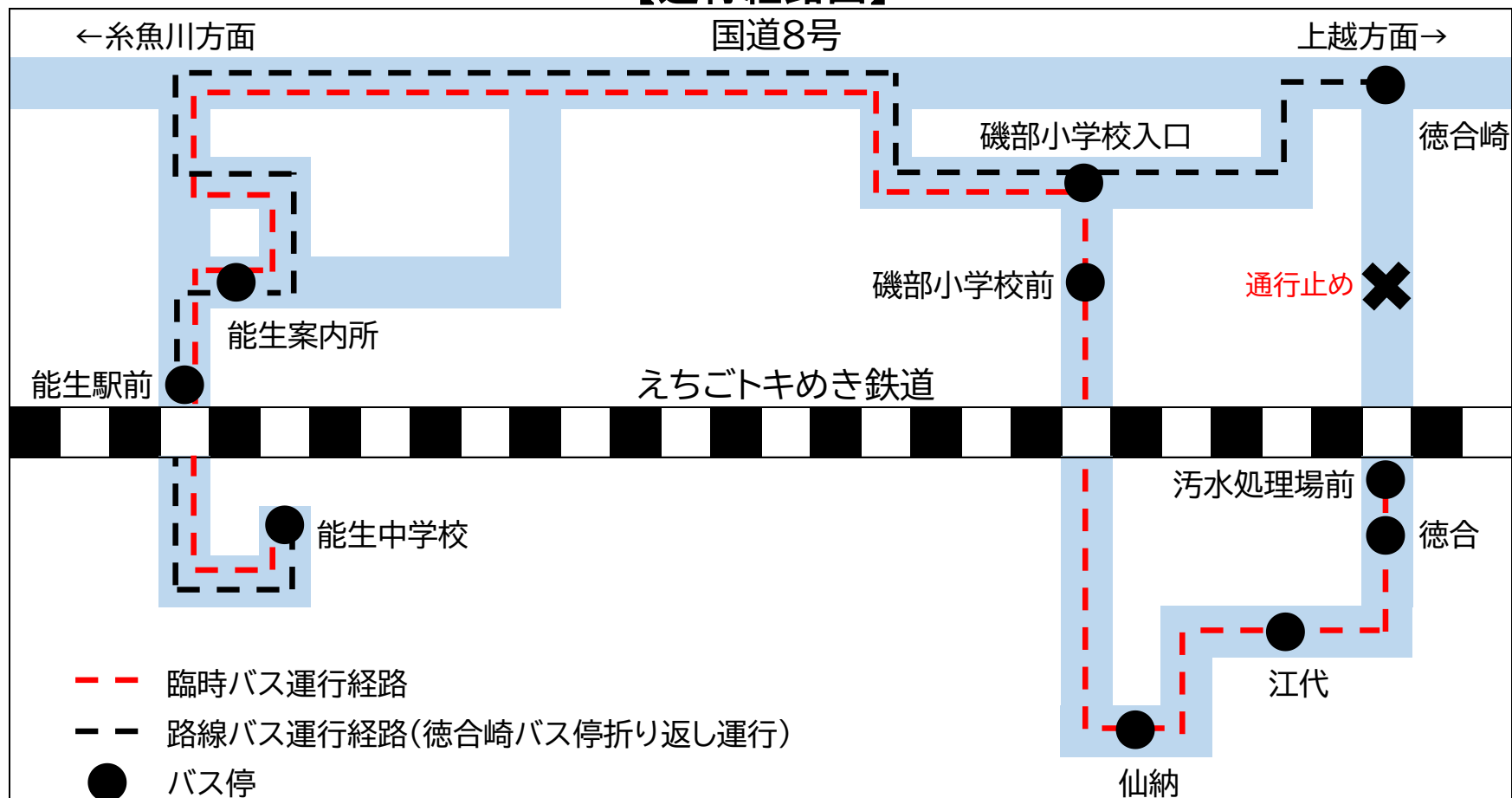
全便運行
 便番号①～④運行
 便番号①～③運行



小型車両で運行しています。
乗り間違えにご注意ください。



【運行経路図】



福祉有償運送法人の事業終了について

1 福祉有償運送法人について

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 グリーンバスケット
 (2) 所在地 糸魚川市南押上3丁目8番35号
 (3) 開設年月日 平成18年10月1日（法人設置は平成16年9月）
 (4) 事業終了年月日 令和5年12月29日
 (5) 廃止予定年月日 令和6年3月31日
 (6) 会員数 提供会員 55人（うち移送サービス会員 20人）
 依頼会員 333人（うち移送サービス会員 273人）

2 事業終了に伴う対応

(1) 通院等支援サービス事業の対象拡大

① 事業目的

主に下肢の不自由な方のために、リフト付き車両や一般タクシーにより自宅と医療機関間の送迎を行う。

② 事業内容

	対象者	補助率
【対象拡大分】	⑦ 介護タクシー (1) 要介護3以上 (2) 身体障害者1・2級（下肢・体幹障害があり、車いす等を利用。） (1)又は(2)のいずれかに該当し、電車、バス、一般タクシーを介助者なしでは利用できない者	運賃の7割 （自己負担3割） ※対象者(2)は障害者割引あり
	⑧ 人工透析通院者 (1) 自立支援医療受給者（更生医療・人工透析） (2) 電車、バス、一般タクシーを介助者なしでは利用できない者 (3) 要介護1以上の者 (1)～(3)の全てに該当する者	運賃の5割 （自己負担5割） ※障害者割引あり
	⑨ 人工透析通院者 (1) 自立支援医療受給者（更生医療・人工透析） (2) 電車、バスは身体的状況により、一人で利用できないが、一般タクシーであれば、利用できる者 (1)及び(2)の全てに該当する者	運賃の5割 （自己負担5割） ※障害者割引あり

(2) 障害者交通費助成事業の要件の緩和と助成額の拡大

① 事業目的

タクシーの利用料金や燃料費の一部を助成することにより、外出を支援する。

② 事業内容

拡充前	⇒	拡充後
【対象者要件第2号】 ・人工透析患者で 自宅等から医療機関まで 10 km以上 30,000 円		【対象者要件第2号】 ・人工透析患者で 自宅等から医療機関まで 5 km以上 10 km未満 30,000 円 10 km以上 15 km未満 45,000 円 15 km以上 20 km未満 60,000 円 20 km以上 75,000 円

(3) その他

- ・事業は令和6年1月から開始
- ・通院等支援サービス事業と障害者交通費助成事業の併用は不可（従来どおり）

■（参考）福祉有償運送とは

- ・ NPO法人や社会福祉法人などが、一人で公共交通機関を利用することが困難な障害者や高齢者の会員に対して、実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって、ドア・ツー・ドアのボランティア有償移送サービスを行うものである。
- ・ 使用される車両は、乗車定員11名未満の自家用自動車（白ナンバー）となる。
- ・ 福祉有償運送を実施するためには、国土交通省の自家用有償旅客運送の登録が必要となる。また、登録の申請には、市の福祉有償運送運営協議会において、有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要となる。